

第 35 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 4 年 1 月 6 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (12 人)
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、
6 番 山中讓、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、
11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉、
14 番 吉尾好市
【推進委員】 (4 人)
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、5 番 小橋誠一、
(事務局：事務局長 川村雅志、書記 藤本英)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (1 人) 5 番 濱口佳史、
【推進委員】 (3 人) 4 番 宮川建作、6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 国有財産買受申込にかかる農地法第 3 条許可要件（農業委員会
会長許可）の確認について（1 件）
議案第 2 号 非農地証明願について（1 件）
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について
食育活動について
農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

議 長 それでは、時間も来ましたし予定の人員もそろいましたので、これより 1 月の定例会を始めたいと思います。

改めまして、明けましておめでとうございます。今年も農業委員会活動、何とぞよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

また、三が日、穏やかな正月明けでございました。今年 1 年が穏やかな年になりますようご祈念をいたしたいと思いますが、年末から年明けにかけてまたオミクロンというコロナが出て心配をしておりますが、どうぞ皆さんも体には十分に気を付

けて、また今後とも活動していただきたいと思います。

また、皆さま方にとりまして今年がより良い年になりますようご祈念を申し上げまして、簡単でございますけど新年のごあいさつとさせていただきたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

今日の欠席者は4名おりまして、〇〇委員と〇〇委員、〇〇委員と〇〇委員、4名が欠席でございますが、会としては成立をしております。

それで今日の議事録署名人は、〇〇委員と〇〇委員にお願いしたいと思います。それでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

それでは、議案第1号、国有財産買受申込にかかる農地法第3条許可申請について出ております。

事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは、1ページをご覧ください。まず、議案第1号の国有財産買受申込にかかる農地法第3条許可要件の確認についてです。

こちらは、通常の3条許可申請とは違ひまして、国有農地を一般の個人の方が買い受けするという事案がありまして。買い受けをする際に要件となるのが、農地法の第3条許可に係る要件に該当するかということになっているようです。

申請人の方が、農林水産省との間でこれまで貸し付けの契約をして、その農地を長いこと管理されていたようです。その買い受けをこれまで希望はしていたんですけども、実際その専業農家ではこれまでなかったと。それで、3条許可申請にある3反以上耕作要件に該当しなかったようなんですけども、今年度の4月に農地法の改正がありまして、国有農地買い受けについてはその面積要件が撤廃されました。それで、面積要件がなくなったことによりこの方が買い受けをしたいということで、その3条許可要件に該当するかという、今回、その審議をしていただくこととなります。

まず1番なんですけども、譲渡人としては農林水産省になります。

譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地としまして、黒潮町入野字南長谷6145番、畑459平米となっています。

こちらが、〇〇〇〇さんの親御さんの代から約70年ほど貸し付けの契約をしていたようで、長い期間貸し付けを受けていたようです。

それでは、まず2ページになりますけども航空写真です。芝の大池を奥へ少し入っていった辺りになります。

3ページ目がゼンリンの地図です。場所が、ちょっと小高い丘になった高い場所にある農地となっています。

4ページ目が拡大の航空写真となっています。続きまして、5ページ目、公図とな

っています。

6 ページ目から 8 ページ目までが現況写真となっています。小高い山の上にあります。場所自体も段々になっている農地です。それぞれの段ごとに写真を撮っています。栗や柿の木などを現在植えられているようです。

それでは、9 ページが農地法第 3 条の調査書になっておりますので、読み上げをさせていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡者として、農林水産省です。

まず、第 2 項第 1 号の全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は当該申請黄海であるが、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業従事者としてはご本人となっており、所有機械としては、草刈り機が 1 台、軽トラを 1 台。これは今後リースする予定ということです。

第 2 号の農業生産法人以外の法人につきましては、適用がありません。

第 3 号も信託ではないので、適用がありません。

第 4 号、農作業常時従事の面につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。年間 160 日の農作業従事日数の予定です。

第 6 号、転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡者の所有農地であり、転貸には該当しません。

第 7 号、地域調和の面につきましては、所有権移転後は栗や柿の栽培を予定しており、周辺農地への影響ないと考えられます。

こちらにつきまして、農用地の区域につきましては区域外となっており、利用権の設定もありません。

第 3 条の許可要件について、該当がするものと見込まれます。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で何か補足説明があればお願いしたい。

〇〇委員 12 月 24 日に〇〇委員と、本人の〇〇〇〇さんの立ち会いによって現場も見てきました。〇〇〇〇さんの話によると、70 年ぐらい前から国の方へ賃借料を払いながら利用しているということで、今回は国の方から買いませんかという打診もあったそうです。それで買うようにしたそうなんです。

6 ページから 8 ページの写真を見てもらったら分かるようにきれいに整理されていますので、栗の木もだいぶ古いものがあり、周りに竹の柵でイノシシ対策もしており、管理できておりますので、問題はないかと思えます。

議 長 今、〇〇委員の方からも説明がありまして、農林水産省の方から買いませんか
というような話があったようでございますが。

この件につきまして何か質疑・質問がある方はいますか。

〇〇委員 この辺りにはかなり農林水産省のこの土地がある？

事務局 この近くには恐らくないと思いますが、5、6筆ほど農水省が所有する農地を自
作する方に貸し付けて、管理してもらおうというようなもので、農水省の方から自
作農事務取扱交付金というものが出ていまして、5、6筆いろんな場所に点在して
いる農地があるというのは把握しています。

この辺りに固まって、農水省の土地というのは恐らくないと思います。

議 長 農水省が、管理費としてその補助金を出している？

作ってくれる人に対して農水省が補助金を出して作ってもらってるわけ？

〇〇委員 僕の聞いたのでは、国の方に賃借料を払ったということです。

事務局 町に交付金が出ています。所管する自治体への交付金です。

議 長 分かりました。国が売ると言うのだから我々がいかんと言うわけにはいかんと
思うけど。その国有財産については3反以上なくても買えるというようなことにな
ったと言っていたから、その条件は満たしているということよね。

何かほかに、この件について質疑ありませんかね。ないですかね。

(質疑等なし)

それでは、第1号議案、第3条許可申請につきまして承認をされます方、挙手
願います。挙手多数です。

議案第1号につきましては、承認をされました。

続きまして議案第2号、非農地証明願について1件となっておりますが、事務
局の方より説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。議案第2号、非農地証明願です。

番号1番、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町入野字原木1675番1、田149平米です。

願出理由としまして、もともとは広い田であったが、国道56号大方改良工事に
より国に買収となり、田が分筆して狭くなったため耕作ができない状況となったと

いうことです。10 ページからをお願いします。

航空写真ですけども、ちょっとこれが、すみません、これまで同様新しい道路がついてない航空写真ですので、ちょっと分かりにくくて申し訳ないです。

今現在、業務スーパーがある所の少し前の場所になっていて、次の 11 ページのゼンリンの地図を見ていただいた方が分かりやすいかもしれません。

業務スーパーがそのすぐ右側にあって、新しい国道と旧国道を接続する道路の隅の所になっています。ここがもともと広い田であったんですけども、国道改良により道路の中に田の方が組み込まれて、ちょっと狭くなったということのようです。

続いて、12 ページが拡大の航空写真です。

続きまして、13 ページが公図となっています。

14 ページが現況写真となっております。

こちらですけども、農用地区域としましては区域外となっております、利用権の設定もありません。先ほど申し上げましたが、田が分筆して狭くなって、またその工事用の残土で埋め立てているので耕作が難しい状況となったということで、願い出が上がっております。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局より説明がありました。担当委員さんの方からお願いします。

〇〇委員 12月24日に現地確認をしました。その田んぼになってる所は14ページを見てもらったら分かると思いますが、田んぼじゃなくて畑じゃないかということで、本人さんに非農地証明はこの状況では難しいのではないかということで説明しましたら、もし非農地で駄目だったら転用に変えてもいいですということを行いました。以上です。

議 長 今、〇〇委員より、何か転用という話があるようですが。

何かこの件につきまして、非農地証明につきまして質疑・質問ある方、挙手願います。

〇〇委員 元は田んぼでね、これの倍か3倍ぐらいあって、面積が少なくなったんですけど、土を入れてもらって畑の状態であると。それで、この間までは普通の果樹を植えていたと。果樹を植えていたら非農地にはならないので、果樹はユンボで取って別の所へ移したと。それで、今これ更地になっていますが、作業ができるこの入り口もちゃんとあるし、畑も全然荒れた状態ではないわけですよ。まあ、面積が元よりは少なくなってるけど。140何平米ですかね。これだけの面積だったら畑では、本人も元は果樹を植えていたので、なかなか非農地としては難しいのではないかというのは、本人にも話したところなんです。

それで本人は、近所の方がこれを借りたいと。元は借りたい、貸してくれという話に来て、それでここに店を作りたいと。でも、それだったら賃借料がものすごく高いらしいです。それで、それを考えていたら、その相手の方が売ってくれという話になって、売るには非農地か何かにしておかないと田んぼや畑では売れないと。その買う方が農家ではないので、それで非農地証明を申請したということなんですけど、現状はちょっと非農地とは、〇〇委員と見に行ったときにこれでは難しいかなというのは本人にも話しました。

議 長 田んぼにはなかなか、もう戻らんわね。これはもう水も来ないだろうし、これだけ上げたらね。あとは、もう畑よね。

ここにコインランドリーがなかったかね？この奥？前、ここは田んぼでしたね。

下へ下りる取り付け道路ができたために、こんなに狭くなったということですかね？

この件につきまして質問ありませんかね？担当委員さんの方で非農地としてはちょっと、畑としては機能できるんじゃないかという意見ですが。

どうでしょうかね？

〇〇委員 家を建てたいから売りたいというのは、農地法何条かにあったんじゃないですかね？

議 長 あれは兼用だから5条にあるか。

事務局 農地法5条申請ですね。

〇〇委員 その手続きをすれば、問題ないのでは？

〇〇委員 僕も、これで駄目だったらそっちで申請し直してくださいと、本人にも伝えてはおるんです。

〇〇委員 その方がスムーズですね。

〇〇委員 担当委員さんに、非農地にはできませんと。5条でやってくださいという指導をしてもらったら？

議 長 いや、それは言ってるんですよ？

〇〇委員 それは今回、伝えている。委員会にかけるけど、駄目だったら、僕も駄目と思うのでと言ってるんですよ。それで出し直してくださいと。そしたら本人が、すぐに出し直すと。それで、結果をすぐ言ってくれということなんです。

議長 そしたら、この件につきましてこれは非農地で出ているので、非農地として承認するかしないかということで、不承認だったら5条で多分出てると思いますので。それも踏まえて、承認を受けたいと思いますが。

この非農地証明の1番につきまして承認をされます方は、挙手願います。

賛成少数で、非農地としては否決ということで。

そういうことで、また〇〇委員と〇〇委員は本人にその意向をまた伝えて、5条申請なり出していただくようお願いしたいと思います。

それでは非農地証明、当日資料で急きょですけど、非農地証明の2番ということで、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 今日お配りさせていただいている資料で、この「出口字四ツ辻 511 分断要件について」というものと、あと、少し前の資料なんですけど「第 29 回農業委員会 7 月定例会」という、一枚ものの写真をお願いします。

今年度の7月定例会で、出口の三浦小学校の前にある農地を墓地転用したいという案件が議題としてありました。それを議題として挙げるにあたり、周辺の農地、この場所の北側と東側に広い面積の大規模な農地、花卉（かき）団地があって、そここの農地が接続すると農地区分の関係で転用が難しいというお話をしました。ここがそちらの広大な優良農地と分断されているということを証明するために7月定例会の中でここが非農地、地目上農地なんですけど非農地であるというふうな判断を農業委員会ですべて、優良農地、その大規模な農地と分断しているということを証明しようという話をさせていただいたことがありました。

この「分断要件について」という資料の1枚目を見ていただきたいんですけども。

議長 逆に見てもらった方が分かりよいのでは？

事務局 そうですか。

その資料の中で、上の方に三浦小学校がありまして、その三浦小学校の西側と、今この資料上の右側の方に、広い整備した団地があります。ここと、その中央辺りに「転用申請地」という赤で囲んでいる所がありますが、そこが分断されているということを証明する必要がありました。

それで、前回、緑色で囲んでいる箇所、ここを非農地判断すれば分断できていると、県の方からそういった話があったところです。それで手続きを踏んだんで

すけども、手続き後に県の方から「これだけでは分断が難しい」という話があって、これまで県庁の方にも行って協議を重ねてきました。

それで、この資料の中で青で囲んでいる箇所、ここが地目上農地なんですけども、非農地であるという判断ができれば分断できるというふうに県からの説明をいただきましたので、今回、そういった非農地判断というものを行えたらと考えております。

この赤い転用の申請地を囲んで、右側が前回非農地判断をした場所、緑色の箇所です。で、左側の方が茶色で囲んでおりますが「原野または山林」というふうに地目がなっているので、そこの中央に青い部分、ここが非農地であれば、もう完全に分断されると。そういうことになってきます。

議 長 分かりましたかね？以前、〇〇〇〇さんの墓地を造るいうことでこんな資料が出たと思いますが、そのときに下との分断ということで〇〇と〇〇と3人で高さを測って、そこは非農地として認めてくれたんですけど、その隣に〇〇〇〇さんの土地がありまして、シキビをちょっと植えていたらしいです。ちょっと平らなところがあって。それが農地じゃないかというようなことで県が言うたらしいんですけど、現在はもう荒れ放題。シキビも全然作ってなくて、私が見る限りではもうのり面で山です。

この写真を見てもらったら分かりますけど、この資料の裏側にありますが。写真を見てもらえば分かりますが、ほとんどもう山というかもうのり面で、木ばかりで農地としてはなかなか認められないというような状況です。誰が見ても、これは農地ではないというようなことではないだろうかと思います。それを農業委員会の方で非農地として判断をしてくれれば認めますというような、そういうことなんです。

事務局 また資料のご説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、一番最後のページに写真を載せております。

これが三浦小学校の方から撮った写真なんですけども、現状、もうのり面のよな場所です。木がかなり生えまして、実際、所有者の方にも連絡を取ったんですけども山林化しているというふうなこともおっしゃってましたので、非農地であるというふうに考えられると判断しております。

議 長 どうですかね、皆さん。この件につきまして、何か質問・質疑ありますか。

〇〇委員 これ見た感じ、谷みたいになってるけど。

議 長 谷とかね、この手前に田んぼみたいなのがあって、その向こうが小さい排水路が通って、そこから山みたいのにり面になって。その上のこの木が茂っている所の向こう側が出口の共同墓地なんです。その共同墓地のすぐ隣なので、こののり面を非農地として農業委員会が判断したら許可できますと、そういうことなんです。

〇〇委員 これ見る限りだったら、もう非農地。

議 長 以前は〇〇〇〇さんのお父さん達が、こっちの手前の方でハウスがあって、そのシキビも管理していたらしいけど、もう何年もほったらかし。ハウスもぼろぼろで、それこそ全然作ってないような状態で、もう山林です。それで、もう農地としてはなかなか認め難いというような所です。

それで、この農業委員会の中で非農地として認めてくれたら許可できますと、そういうことなんです。

事務局 これをもってここを非農地にするというわけではなくて、非農地証明というわけではないんですけども、実際ここは非農地として見れるかどうかという判断をする。

議 長 農業委員会として、もうこれは農地ではないと判断できればいいと、そういうことです。

〇〇委員 この現況写真の赤で囲んだ場所と、その手前の法務局の地図、この形とか全然合わないような気がするんですけど、これをどうなってる？

791-2 と 713-2、この2つを非農地として認めるかどうかということでしょう？その形が、この形と合うのかなと思って。全然合わないような気がするんですけど。

事務局 見る方向が、違うでしょうか。写真を撮ってる方向は、この公図で言うと「地区外」と書いてる方向から、こっちから撮ってるんです。

議 長 逆から見たらよく分かります。逆さに見たら。

事務局 なので、割と平面に見えている部分があるかと思います。

議 長 このシキビを植えているのは、このポールみたいなものがあるとその辺りじゃないかと思うけど。それから左側かな、このポールから左側？

事務局　そうですね。

議　長　ポールから左で、右はほとんどもう山やね。

かなり段差というか、高さもあります。どうですかね？何かないですかね。

(質疑等なし)

それでは、この非農地証明2番、急きょ当日資料ですが承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

非農地証明願2番につきましても、承認をされました。

ここで承認されたからといって非農地になったというのではなくて、非農地として認めたと県の方に報告ということで。

で、ここで承認しても非農地ではない、まだ農地として残っていると、そういうことです。

それでは、議案第3号に移りたいと思います。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

※〇〇委員、退席。

事務局　それでは、1ページをお願いします。

まず、整理ナンバー3-107(大方3-78)、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇となっております。

設定期間としまして、令和4年1月7日から令和14年1月6日までとなっております。

以下、面積等、それから地番等はお読み取りください。

3-108(大方3-79)、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、同じく〇〇〇〇となっております。

設定期間としまして、令和4年1月7日から令和7年1月6日までとなっております。

こちらにつきまして、作目としては両方とも水稻(すいとう)となっております。

こちらの2筆につきましては、個人と〇〇〇〇とで利用権の設定後、〇〇〇〇さんと利用権を設定することとなっております。

議 長 泉委員の関係の案件なので先に承認をもらいましょうか。

この〇〇〇〇さんの利用権設定が〇〇委員の関係ですので、先にここの承認だけもらいたいと思いますが。

何か、質疑ありませんかね。ないですかね。

〇〇委員 1人は〇〇〇〇で、1人は〇〇〇〇ですよね。それはもう本人同士の話し合いだから構わないけど、この1,152平米は幾らになる？

事務局 〇〇〇〇です。

議 長 いいですかね。

この後の資料を見ますと、〇〇〇〇が〇〇〇〇の賃料になっていますので、多分この最初の資料が〇〇〇〇ではなくて賃料がかかっているのではないかと思います。これの方が間違ってるのではないかと。

事務局 すみません、6ページと7ページがこの〇〇〇〇さんの貸借に係る資料なんですけど、最初のページには〇〇〇〇になってて、次の7ページ目では賃料が出てきてるので、これどちらが本当なのか確認をしておきます。

議 長 10aあたりが〇〇〇〇で〇〇〇〇の賃料がありますので、こっちの方が正しいんじゃないかと思います。いいですかね。

ほかにありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この1ページの〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんにつきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

この件につきましては、承認をされました。

続いて、3-109番から、事務局の方よりお願いします。

事務局 それでは、2ページ目からをお願いします。

整理ナンバー3-109(大方3-80)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、こちら〇〇〇〇となっており、設定期間が両方とも5年間となっております。

作目としましては、水稻(すいとろ)と葉タバコとなっております。

こちらの農地につきましては、上段の加持の字三栄4439は〇〇〇〇さんと、下段、入野字新明7435については〇〇〇〇さんと利用権を設定するということです。

こちらの2筆なのですが、これまで相対で個人同士で契約をしていたんですけども、今回その中間管理に切り替えをするということになっております。

続きまして、3ページ目をお願いします。

整理ナンバー3-110（大方3-81）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇となっております。

設定期間としまして、令和4年1月7日から令和13年12月23日までとなっております。

作目としましては、果樹となっております。

同じく、3-111（大方3-82）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、同じく〇〇〇〇となっております。

設定期間も同様です。

続きまして、3-112（大方3-83）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、同じく〇〇〇〇。

設定期間は同様です。

3-113（大方3-84）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、同じく〇〇〇〇となっており、設定期間も同様となっております。

これら4筆全て、作目は果樹となっております。

こちらの農地ですが、個人と〇〇〇〇とで利用権の設定後、〇〇〇〇さんと利用権を設定するということです。

続きまして、4ページ目をお願いします。

整理ナンバー3-114（大方3-85）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇となっておりまして、設定期間が10年間となっております。

3-115（大方3-86）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、同じく〇〇〇〇で、設定期間が10年間です。

続きまして、3-116（大方3-87）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、同じく〇〇〇〇。

設定期間は、同じく10年間です。

3-117（大方3-88）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、同じく〇〇〇〇で、期間は同じく10年間です。

3-118（大方3-89）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇。

期間は、10年間です。

続きまして、3-119（大方3-90）、貸付人、〇〇〇〇さん。

期間が同じく10年間で、2筆となっております。

3-120（大方3-91）、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇。

期間は、10年間です。

これら全て、作目は果樹となっております。

こちらですが、個人と〇〇〇〇とで利用権設定後、〇〇〇〇さんと利用権を設定するということです。

続きまして、5ページ目をお願いします。

こちら、ここからが相対となっております。

整理ナンバー3-121（大方3-92）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇さん。

設計期間が10年間となっております。

続きまして、3-122（大方3-93）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇さん。

期間としましては、約3年間となっております。

作目としましては、上段の方がイチゴ、そして下段がアスパラガスというふうになっております。

それから、追加でちょっと2枚ものの資料を付けておりますが、こちらも追加で利用権の設定をお願いします。同じく第3号議案です。

整理ナンバー3-123（大方3-94）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇で、設定としまして5年間となっております。

こちら、作目としてはハウスキュウリとなっております。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より利用権の設定につきまして説明がありましたが、何か質疑・質問ある方は挙手願います。

この〇〇〇〇さんの方は葉タバコを作ってるけど、〇〇〇〇さんはタバコも作ってるけど水稲で出してる？

これには水稲になってるわね。

事務局 水稲と書いてますね。

議 長 やっぱり水稲やね。

果樹については、もう一律やね。

事務局 そうですね。

〇〇委員 この中間管理機構を通したら、税金で優遇の面はあるんですか？

事務局　ちょっと聞かないですね。
優遇というのは聞いたことないんで、恐らくそういったものはないと思います。

議　長　税金の優遇はないのでは？その管理機構を通して。

〇〇委員　農地を手放してしまったら。

議　長　手放すということは、もう管理機構に渡すということ？

事務局　それは、所有権自体を渡すということですか？

〇〇委員　所有権があっても利用権設定で向こうへ全部預けてしまったら。

議　長　一部でなくて全部と。けど、使えない農地はそういかんろう？やっぱりその借り手がないと、管理機構も借りてくれないだろうし。

ほかに何かないですかね。

イチゴとアスパラガスでは状況が違うけど、これは土地を借りてハウスを建ててるわけ？蜷川だから、〇〇委員が知ってるのでは？

〇〇委員　〇〇〇〇さんが、イチゴをつくっています。

議　長　イチゴだけど、これは自分でハウスを建ててるわけ？土地を借りてるわけ？

〇〇委員　土地を借りて、自分でハウスを建ててます。

議　長　この〇〇〇〇さんは、そしたら自分のハウス？

（「そう」との返答あり）

それを、ハウスごと貸してるんですね？

ほかに何かないですかね。

（質疑等なし）

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この利用権の設定につきまして、承認をされます方は挙手願います。

挙手全員です。

議案第3号につきましても、承認をされました。

議事が終了したので、いったん記録を止めます。

事務局 事務局より下記について報告説明。
食育活動の計画について
農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

(午後 3 時 00 分終了)